

高岡市男女平等推進プラン(第2次) 後期事業計画

～男女が一緒になって活躍できる社会をめざして～

後期事業計画策定の趣旨

高岡市男女平等推進プラン（第2次）では、事業計画について、平成29年度から令和3年度までの5年間を前期計画期間とし、次の5年間（令和4年度から令和8年度）を後期計画期間と位置付けています。

前期計画終了時（令和3年度）において、これまでの成果、課題等を踏まえ、今日的な社会情勢の変化や国や県の動向、男女平等・共同参画に関する市民意識実態調査結果などから得られた市民ニーズに対応し、高岡市総合計画とも整合性を図りながら、重点的に取り組むべき事業を明らかにするため、後期事業計画を策定するものです。

後期事業計画の基本的な考え方

現行のプランでは、「男女が一緒になって活躍できる社会」を目指して、4つの基本目標、11の重点課題、24の施策の方向から取り組むこととしています。計画期間は、平成29年度から令和8年度としていることから、基本目標、重点課題及び施策の方向を継承し、事業計画について見直しを行いました。計画期間は令和4年度から令和8年度としています。

計画の基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

後期事業計画策定の視点

(1) 施策・方針の決定過程の場での女性登用の促進

あらゆる分野で女性が参画できる社会の実現に向けて、市の施策等の方針決定過程に女性の意見を反映するため、市の審議会等の委員に女性の登用を進めることができます。家庭、地域などで残る男性主体の慣習を解消し、女性だけではなく男女それぞれが暮らしやすい男女平等・共同参画社会の実現を目指します。

(2) 仕事と生活の調和の推進

働き方改革や休業制度の設置などワーク・ライフ・バランスの実現に向けて官民問わず取り組みが進められています。全ての人が仕事と生活の調和の取れた、いきいきと暮らすことができる社会の実現を目指し、企業との連携、啓発の強化等取り組みの充実を図ります。

(3) 地域活動での男女共同参画の推進

地域コミュニティや地域活動における様々な組織の維持や活力の向上に向けて多様な人が参画できることが必要になっています。地域組織における女性の登用や女性リーダーの育成、男女がともに参画できる環境の整備が必要です。

(4) 全ての人が活躍できる社会の構築

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の方は、その性的指向や性自認を理由に生活や仕事などで困難な状況に置かれている方もいます。多様な生き方を認め合い、全ての人が生きやすい、また、活躍できる社会の実現に向けて一層の理解の促進を図ります。

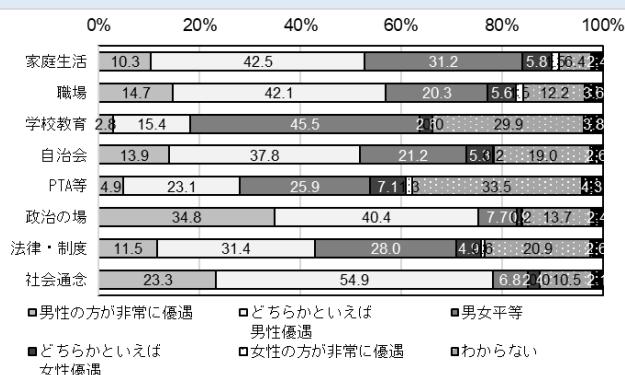
令和3年度男女平等・共同参画に関する意識実態調査結果

令和3年7月実施

【調査対象】 無作為に抽出した市内に居住する20歳以上79歳以下 1,300人

【回答数】 468人 回答率36.0%

男女の平等感の概況

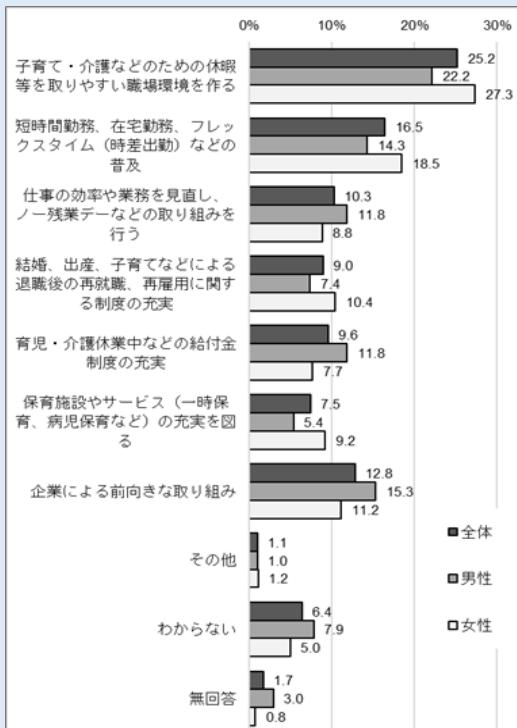


男女は平等であるという意識は、「学校教育」の場においては浸透しています。しかしながら、いずれの項目でも女性より男性が優遇されているという回答の割合が高くなっています。

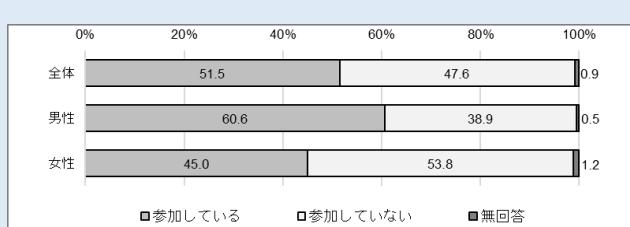
全体の回答では「子育て・介護などのための休暇等を取りやすい職場環境を作る」が25.2%、「短時間勤務、在宅勤務、フレックスタイムなどの普及」が16.5%、「企業による前向きな取り組み」が12.8%の順になっています。

前回の調査と比べると、企業による前向きな取り組みが必要との回答が6.8%から12.8%に増加しています。

仕事と生活の調和の実現に必要なこと

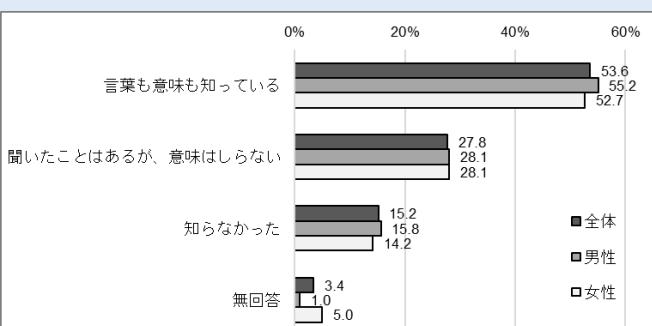


地域活動・社会参画の状況



地域活動への参加は、男性の60.6%、女性の45.0%が参加していると回答しています。

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の理解



「言葉も意味も知っている」と回答した人の割合が全体の53.6%でした。また「聞いたことはあるが、意味は知らない」「知らなかった」と回答した人の割合を合わせると全体の43.0%となっています。

計画の体系（後期事業計画）

◆基本目標Ⅰ あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり

重点課題1 政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進

行政分野をはじめ、社会のあらゆる分野で男女が平等に参画し、多様な意見が反映されるよう取り組みを進めます。

《施策の方向》

- (1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進
- (2) あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進

重点課題2 固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消

男性は仕事、女性は家事・育児といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が互いを尊重し協力しあえる関係を築けるよう、引き続き啓発活動等の取り組みを進めます。

《施策の方向》

- (1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮
- (2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実

重点課題3 地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進

地域の福祉やまちづくりを進めていくうえで、女性も男性も地域活動への参画が進むよう取り組むとともに、男女相互の協力や事業者、市との連携や共創の取り組みにより新たなまちの魅力や価値を創り上げていくことが必要です。

《施策の方向》

- (1) 市民の参画への支援
- (2) 参画とまちづくりの総合的な連携の推進
- (3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進

◆基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり

重点課題4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

市民、地域、事業者が協力し合い、事業所の規模や業種に関わらず、全ての人々が仕事と生活の調和の取れた、いきいきと暮らすことができる社会を目指し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

《施策の方向》

- (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- (2) 子育て・介護支援の整備・充実

重点課題5 働く場における女性の活躍支援

女性が生涯を通じて経済的に自立しその能力と個性を十分に発揮できる、暮らしやすい社会が実現できるよう、結婚、出産、育児など様々な理由で離職し再就職を希望する女性や、さらなるキャリアアップを目指す女性に対する支援に取り組みます。

《施策の方向》

- (1) 新規採用・起業・再就職の支援
- (2) 女性の能力開発・育成の促進
- (3) 雇用の場における男女平等の視点の促進

重点課題6 家庭・地域活動における男女の相互協力の推進

男女共同参画社会の形成には、家族を構成する男女が協力しあい子育てや介護等にあたることが必要です。働き方を見直し、家庭・地域活動へ参加できる環境づくりに取り組みます。

《施策の方向》

- (1) 男性の家事・育児・介護等への参加促進

◆基本目標Ⅲ 個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり

重点課題7 あらゆる人に対する人権の尊重

男女平等・共同参画社会の実現には、男女が互いに思いやりを持ち、助け合い、互いに人権を尊重する意識を高めることが必要です。あらゆるライフステージにおいて、多様な学習機会を提供し、人権尊重意識の醸成に取り組みます。

《施策の方向》

- (1) 人権尊重を進める教育・学習の推進
- (2) 人権擁護体制の推進
- (3) 困難な状況にある人に対する支援の整備・充実

重点課題8 あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶

DVをはじめとした暴力的行為や児童・高齢者への虐待行為は、犯罪にあたる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識に立ち、今後も社会全体の問題としてDVや虐待の根絶に取り組みます。

《施策の方向》

- (1) 配偶者等からの暴力の防止
- (2) 虐待や迷惑行為の防止

重点課題9 國際化社会における理解と交流

言葉や文化、習慣が異なる様々な人が同じ地域の一員として、ともに安心して生活し、ともに住みよいまちづくりを考えていく必要があります。

すべての市民がそれぞれの文化を尊重し、相互理解と相互協力を図ることにより、外国籍市民をはじめ誰もが快適で安心して暮らせる地域社会を構築する取り組みを進めます。

《施策の方向》

- (1) 外国籍市民との共生
- (2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流の推進

重点課題10 男女の生涯を通じた健康支援

心身の健康は、人間にとてあらゆる活動の根幹に関わる重要な要素です。男女が自分のからだについて正確な情報と知識を持ち、お互いの健康について理解しあい、相手に対する思いやりを持つて、生涯にわたって心身の健康な状態を保つことができる社会を目指します。

《施策の方向》

- (1) 健康管理・保持増進のための支援
- (2) 妊娠・出産等に関する健康支援

◆基本目標Ⅳ 計画の総合的な推進

重点課題11 プランの総合的推進

男女平等・共同参画の推進施策は、広く行政全般に関わるものであり、府内各部局、市民、事業者などそれぞれが連携をとて進めていく必要があります。

計画を広く周知し、男女共同参画の推進に市民意識の醸成を図るとともに、市民等の積極的な実践活動を促進します。

《施策の方向》

- (1) 男女平等・共同参画の理解・促進
- (2) 推進体制の充実・強化

計画推進の指標

目標数値を設定し、令和8年度までに達成を目指します

令和8年度までに達成を目指す成果指標を新たに設定するとともに、推進状況を把握するための参考指標を見直しました（成果指標数：16、参考指標数：27）。なお、基準数値については特段の記載のあるものを除き令和2年度のものとしています。

| No. | 成果指標 | 基準数値 | 目標数値 |
|--------------|-------------------------------------|----------------------------|---------------|
| 基本目標Ⅰ | | | |
| 1 | 審議会等の女性委員比率 | 28.6% | 33.0% |
| 2 | 女性委員がいない審議会等の数 | 3委員会 | 0委員会 |
| 基本目標Ⅱ | | | |
| 3 | ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数 | 35事業所 (新規認定累計) 30事業所 | |
| 4 | 市男性職員の育児休業等取得率 | 31.6% | 40%以上 |
| 5 | 市の職員1人当たりの年次有給休暇取得日数 | 10.5日 | 10日以上 |
| 6 | 病児・病後児対応型実施施設数 | 5施設 | 6施設 |
| 7 | 子育て支援センターの施設数 | 3施設 | 3施設 |
| 8 | 放課後児童育成クラブの受入れ児童数 | 1,290人 | 1,630人 |
| 9 | 関係機関との連携による男女の雇用機会の均等などに関するセミナー等の開催 | 4回 (新規開催累計) 10回 | |
| 10 | 粹メンプロジェクトの実施事業数 | 6事業 (新規事業累計) 10事業 | |
| 基本目標Ⅲ | | | |
| 11 | 子宮がん検診の受診率 | 27.6% | 50.0% |
| 12 | 乳がん検診の受診率 | 28.6% | 50.0% |
| 基本目標Ⅳ | | | |
| 13 | 男女平等EXPO高岡参加者数 | 60人 | 200人 |
| 14 | 男女平等・共同参画に関する講座等の参加者数 | 195人 | 455人 |
| 15 | 男女平等推進センターの利用者数 | 延べ 4,397人 | 延べ 12,000人 |
| 16 | 男女平等推進センターにおける男性参加率 | 36.0% | 40.0% |

高岡市生活環境文化部男女平等・共同参画課

〒933-0023 富山県高岡市末広町1-7（ウイング・ウイング高岡6階）

TEL0766-20-1812 FAX0766-20-1815

E-mail gender@city.takaoka.lg.jp

ホームページ https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/danjobyodo_kyodosankakuka/

1/index.html



高岡市 HP